

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び玄海町財務規則（昭和 47 年玄海町規則第 13 号）第 121 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 20 日

玄海町長 脇山 伸太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和 7 年度 玄海町有浦排水樋管補修工事
- (2) 工事概要 有浦排水樋管のフラップゲート 2 門の扉体及び開閉装置の更新（取替）工事（詳細は別紙仕様書のとおり）
- (3) 施工場所 東松浦郡玄海町大字 新田 地内
- (4) 施工期限 令和 7 年 12 月 15 日

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、唐津警察署に照会する場合がある。

- (1) 令和 7・8 年度玄海町入札参加資格者として、鋼構造物工事の工種に登載されている者であること。
- (2) 佐賀県内に本店を有する者であること。
- (3) 過去に官公庁発注の排水樋管補修工事を完了した実績を有していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 玄海町から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は

- 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 仕様書等の入手方法

- (1) 原則として、この公告に示す期間内に玄海町のホームページからダウンロードすること。
- (2) 窓口配布は行わない。

4 入札参加の手続き

入札に参加する意思がある者は、別添入札参加申込書及び必要資料を期日までに玄海町役場農林水産課へ提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年5月30日（金）
- (2) 受付期間 入札公告の日から前号提出期限まで（土・日曜日、祝日を除く）
8時30分から17時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする（期日まで必着）
- (4) 提出先 〒847-1421
東松浦郡玄海町大字諸浦348番地
玄海町役場 農林水産課 農地・水産係
- (5) 提出内容 ア 一般競争入札参加申込書（別紙1）
イ 営業概要書（別紙2）
ウ 誓約書（別紙3）
エ 同種工事の施工実績調書（別紙4）
- (6) 申込書様式の入手先
玄海町ホームページに掲載する。

5 入札参加資格の決定

- (1) 入札には、入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合に参加できるものとする。なお、資格を有しない場合のみ、令和7年6月4日（水）までに電子メールで通知する。資格を有する場合は、特に通知をしないので申請どおり入札に参加すること。
- (2) 入札参加申込書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した入札辞退届（別紙5）を令和7年6月10日（火）までに書面で提出すること。

6 現場説明会

現場説明会は行わない。

7 開札日

- (1) 日 時 令和7年6月11日（水）
- (2) 場 所 玄海町役場 3階 第3会議室
- (3) 入札方法 一般書留又は簡易書留（持参も可）による郵便入札
入札書等は令和7年6月10日（火）17時までに提出すること
- (4) 提 出 先 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地
玄海町役場 農林水産課 農地・水産係

8 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の110/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に100/110を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 玄海町財務規則（昭和47年12月28日規則第13号）第124条第1項第2号により免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、玄海町財務規則（昭和47年12月28日規則第13号）第137条の2第3項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格のない者
 - イ 当該競争入札について不正行為を行った者
 - ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記載されたものを提出した者
 - オ 入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
 - カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
 - キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
 - ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者
 - ケ 1人で2以上の入札をした者
 - コ 代理人でその資格のない者
 - サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者は、予定価格以下の入札者で、最低価格で入札した者を落札者と決定する。

イ 初度の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

ウ 同価格の落札者が2人以上あるときは、同価入札者によるくじ引きを行い、落札者を決定します。この場合、同価入札者にはくじ引きを行う日時及び場所を電話によりお知らせしますので、出席をお願いします。出席できない場合は、当該入札事務に関係ない職員がくじを引いて落札者を決定します。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。

(5) その他注意事項

ア 最低制限価格は設定しない。

イ 入札に当たっては、関係法令及び玄海町財務規則を遵守すること。また、郵便入札の留意事項（令和6年9月11日玄まち代599号）及び玄海町建設工事等入札・契約執行要綱の規定を準用するものとする。

10 入札に対する質問

本仕様書等について質問がある場合は、玄海町のホームページから質問書（別紙6）をダウンロードし、照会先へ照会期限までにメールで提出すること。

(1) 照会期限 令和7年5月30日（金）

(2) 照会先 玄海町役場 農林水産課 農地・水産係

電話：0955-52-2199

FAX：0955-52-3041

E-mail：nourinsuisan@town.genkai.lg.jp

※質問書には必ず連絡先（メールアドレス）を記載すること。

(3) 回答 受けた質問と回答については、令和7年6月4日（水）までに玄海町のホームページに掲載する。

ただし、本入札とおおよそ関係が無い質問や入札の競争性を害するような質問、その他正当ではないと判断した質問については、回答しない。